

秋田県公報

目 次

規 則

○秋田県立衛生看護学院学則の一部を改正する規則(二・医務薬事課)……………1

告 示

○土地収用法による事業の認定(一一一・建設管理課)……………2
 ○道路区域の変更(一一二・道路課)……………3
 ○道路の供用開始(一一三、一一四・道路課)……………3
 ○道路区域の変更及び供用開始(一一五、一一八・道路課)……………4
 ○道路区域の変更(一一六、一一七・道路課)……………4
 ○建築士事務所登録簿等閲覧規程(一一九・建築住宅課)……………5

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)……………5

教育委員会規則

○秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則の一部を改正する規則(二・教育庁総務課)……………6
 ○市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則(三・教育庁総務課)……………6
 ○選挙管理委員会告示
 ○選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(一三)……………7
 ○各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一四)……………7

規 則

秋田県立衛生看護学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月十四日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第二号

秋田県立衛生看護学院学則の一部を改正する規則
 秋田県立衛生看護学院学則(昭和五十四年秋田県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第十三章 寄宿舎(第三十三条) を「第十三章 補第十四章 補則(第三十四条)」に改める。
 第二条の見出しを「(専門課程の科)」に改め、同条第二項を削る。
 第三条の表保健科の項中「四〇人」を「三〇人」に改め、同表助産科の項中「二五人」を「二〇人」に改め、同表看護科の項を次のように改める。

看護科	三年	四〇人	二二〇人
-----	----	-----	------

第七条第二項第一号ただし書を削る。
 第八条第一項中「各授業科目」を「学院長は、各授業科目」に改める。
 第十条の見出しを「(専門士の称号)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。
 第十三条第二号中「看護科三年課程」を「看護科」に改める。
 第十六条の見出しを「(入学の手続)」に改め、同条中「別に」を「別に」に、「提出しなければならぬ」を「提出するとともに、所定の期日までに入学料を納入しなければならない」に改める。

第二十条第二項中「第十六条」の下に「(誓約書の提出に関する部分に限る。)」を加える。
 第二十一条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
 2 学院長は、前項の規定により転入学しようとする者がある場合は、転入学しようとする科(看護科にあつては、学年)の定員に欠員があるときに限り、転入学を許可することができる。
 第二十五条中「秋田県立衛生看護学院」を「秋田県立衛生看護学院条例」に改める。

第十三章を削る。
 第十四章中第三十四条を第三十三条とする。
 第十四章を第十三章とする。
 別表第一号の表を次のように改める。

授業科目	単位数	時間数	摘要
------	-----	-----	----

地域看護学	地域看護学概論	地域看護学概論 I	地域看護学概論 II	地域看護管理論	地域看護活動展開論	地区活動論 I	地区活動論 II	社会調査技法	地域看護活動方法論	個別支援論	カウンセリング技術	家族心理学	家族支援論 I	家族支援論 II	健康教育論	地域組織化活動	母子保健指導	成人保健指導	産業保健指導	高齢者保健指導	感染症保健指導	障害児・者保健指導	地域精神保健指導	思春期精神保健	災害保健活動	地域看護研究	地域看護研究	疫学・保健統計	疫学 I	疫学 II	保健統計	保健福祉行政論	保健福祉行政論 I	保健福祉行政論 II	健康政策論	地域ケアシステム	地域看護学実習	地域看護学実習			
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

異文化コミュニケーション 異文化コミュニケーション ション	一 三〇	一 三〇	情報科学基礎論 情報科学方法論
合計	四三	九九〇	

別表第三号中「三年課程」を削り、「

情報を
情報科学基礎論
情報科学方法論
英語
医学英語
異文化コミュニケーション

一 一 三〇 を
一 一 三〇 に
一 一 三〇 を
一 一 三〇 に
一 一 三〇 に
二 六〇 を
一 三〇 に
一 三〇 に
一 三〇 に
一 三〇 に
基礎看護学Ⅰ
基礎看護学Ⅱ
基礎看護学Ⅲ
基礎看護学Ⅳ
基礎看護学Ⅰ・Ⅱ
基礎看護学Ⅲ
基礎看護学Ⅰ

別表第四号を削る。

別記様式第一号中
学院印
「秋田県立衛生看護学院」を「秋田県立衛生看護学院院长」に改め、「院長」を削る。

別記様式第二号中
学院印
「看護科」を削り、「看護科」を削り、「秋田県立衛生看護学院」を「秋田県立衛生看護学院院长」に改め、「院長」を削る。

契印
を削り、「秋田県立衛生看護学院」を「秋田県立衛生看護学院院长」に改め、「院長」を削る。

契印
を削り、「秋田県立衛生看護学院」を「秋田県立衛生看護学院院长」に改め、「院長」を削る。

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日に秋田県立衛生看護学院の看護科

(施行期日)

三年課程に在学している者が履修すべき授業科目、単位数及び時間数は、この規則による改正後の秋田県立衛生看護学院学則別表第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の秋田県立衛生看護学院学則第十六条の規定は、平成二十年四月一日以後に秋田県立衛生看護学院に入学する者について適用する。

告 示

秋田県告示第百十一号
土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定に基づき、告示する。
平成二十年三月十四日
秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 起業者の名称 由利本荘市
- 二 事業の種類 由利本荘市文化複合施設整備事業及びこれに伴う市道付替工事
- 三 起業地 由利本荘市
- (一) 収用の部分 秋田県由利本荘市桜小路、東町及び谷地町地内
- (二) 使用の部分 なし
- 四 事業の認定をした理由 平成二十年二月七日付けで由利本荘市より申請のあった由利本荘市文化複合施設整備事業及びこれに伴う市道付替工事(以下「本件事業」という。)に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

(一) 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について
本件事業のうち、コミュニティセンター、メディアライブラリーセンター、まちおこしセンター、イベント広場、駐車場、緑地などの文化複合施設の整備(以下「本体工事」という。)は、土地収用法第三十二条に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当する。また、本体工事の施行に伴う市道の付替工事は、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三条第四号に掲げる市町村道に関する工事であり、土地収用法第三条第一号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。
(二) 土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について
本件事業は、都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十

二号。以下「法」という。)第四十六条第一項の規定に基づいて由利本荘市が作成した「都市再生整備計画」に基づいて施行する事業であることから、由利本荘市は本件事業を施行する権能を有すると認められる。
また、由利本荘市は平成十九年度一般会計予算において、本件事業に関する必要な財源措置を講じている。
以上により、本件事業は、土地収用法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

(二) 土地収用法第二十条第三号の要件への適合性について
(1) 得られる公共の利益
本件事業は、多くの市民の憩いと交流によりにぎわいを創出し、中心市街地の活性化を図るため、その拠点となる文化複合施設を整備する事業である。
由利本荘市では、近年、道路網の発達や地域の中核的医療機関である由利組合総合病院の郊外移転、商業施設の郊外進出等によりJ.R羽越本線羽後本荘駅を中心とする中心市街地が空洞化し、機能的な都市活動の確保が困難となりつつある。
一方、既存の本荘文化会館、本荘図書館は老朽化等のため建て替えが必要な状況にあり、このため由利本荘市ではこうした機能に加えて、市民のまちづくりなどの活動を支援するまちおこしセンターやイベント広場、駐車場などを一体的に整備し、中心市街地の「顔」となるべき拠点施設を整備しようとするものである。
本件事業の完成により、多くの市民の交流が活発となり、にぎわいが創出されるとともに中心市街地の活性化が図られるものと認められる。
以上のとおり、本件事業により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益
本件事業は、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)及び秋田県環境影響評価条例(平成十二年条例第三十七号)による環境影響評価が義務づけられた対象事業には該当しない。
また、本件事業の工事に当たっては、低騒音型、排出ガス対策型建設機械等を使用するなど、騒音・振動・排出ガスを抑制する対策を講ずることとし、周辺の建物や歩行者、自動車などの交通の安全に最大限配慮するものとしている。以上のことから、自然環境、生活環境に与える影響は少ないものであり、失われる利益は軽微なものと考えられる。

(3) 複数案の検討

本件事業の施行に当たっては、申請書のほか、由利本荘市美倉町地内の既存の文化会館、図書館敷地に整備する案及び由利本荘市尾崎地内の由利本荘市役所の隣接に整備する案があるが、

- ア 様々な交通手段による利用者の利便性
- イ 周辺の環境や土地の利用に関する規制
- ウ 事業費の総合的な経済性

等の基準により三案を比較検討したところ、いずれにおいても申請案が優れており、本件事業の起業地は最も適当であると認められる。

(4) 事業計画の合理性

(1)で述べた得られる公共の利益と(2)で述べた失われる利益を比較衡量すると、本件事業の実施により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(3)で述べたように、本件事業の起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

(四) 土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について

(1) 事業を早期に施行する必要性

(三)で述べたように、由利本荘市の中心市街地においては、

空洞化が進み都市機能が低下しており、できるだけ早期に活性化を図っていく必要がある。

このため、由利本荘市では、由利本荘市総合発展計画(平成十八年三月策定)において、本荘地域では文化センター機能の整備など市の中核地域としてふさわしい利便性の高いまちづくりを進めることを明記するとともに、市民や各種団体の代表者、学識経験者などで構成する「本荘市街地地区まちづくり推進協議会」を開催して意見集約を行い、都市再生整備計画(平成十九年八月作成)に本件事業を整備方針として位置づけている。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件工事に係る起業地の範囲は、コミュニケーションセンター、メディアライブラリーセンター、まちおこしセンター、イベント広場、駐車場、緑地などの施設に必要な最小限の範囲であり、関連する市道の付替工事についても必要最小限の範囲と認められる。

さらに、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

(3) 以上にかんがみれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

(五) 結論

(一)から(四)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第二十条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

五 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

由利本荘市 都市計画課

収用又は使用の手続きが保留されている起業地

秋田県由利本荘市桜小路及び東町地内

秋田県告示第百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十年三月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)	
	新	旧					
一般国道	新	二百八十二号	二百八十二号	A	鹿角市八幡平字湯瀬一羽根一番二地先から字湯瀬湯の向二三番一地先まで	七・〇〇〇〃三五・〇〇	〇・九六三
				B	鹿角市八幡平字湯瀬一羽根一番二地先から字湯瀬湯の向二三番一地先まで	七・〇〇〇〃四四・〇〇	〇・九六三
				〃	〃	一〇・〇〇〇〃四一・〇〇	〇・九八四

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期日 平成二十年三月十四日から同月二十七日まで

に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成二十年三月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 供用開始の区間

道路の種類	路 線 名	区 間
一般国道	二百八十二号	鹿角郡小坂町小坂字濁川七八番二から二三番一まで

二 供用開始の期日 平成二十年三月十四日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課
(二) 期間 平成二十年三月十四日から同月二十七日まで

秋田県告示第百十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成二十年三月十四日

一 供用開始の区間 秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
一般国道	新	旧	三百九十八号	湯沢市稲庭町字早坂一六四番一地先から一〇六番四地先まで	七・〇〇〇〃一五・〇〇〇	〇・二七〇
	新	旧				

二 供用開始の期日 平成二十年三月十四日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成二十年三月十四日から同月二十七日まで

に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成二十年三月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
県道	新	旧	本荘岩城線	由利本荘市岩城赤平字川ノ上二八八番地先から一四〇番地先まで	一三・〇〇〇〃二〇・〇〇〇	〇・〇六三
	新	旧				

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課
(二) 期間 平成二十年三月十四日から同月二十七日まで

秋田県告示第百十七号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十年三月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)

(一) 場所 建設交通部道路課
(二) 期間 平成二十年三月十四日から同月二十七日まで

秋田県告示第百十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成二十年三月十四日

秋田県知事 寺田典城

県 道		新	旧
		神岡南外東由利線	神岡南外東由利線
		大崎市南外字小出二一九番一地先から字赤平台野五九番二地先まで	
		"	"
		五・八〇〇～一・一八〇	一・〇一八
		一〇・六〇〇～一八・六〇〇	一・〇一八

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成二十年三月十四日から同月二十七日まで

秋田県告示第百十八号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成二十年三月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域及び供用開始の区間

県 道	道路の種類		区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧			
	稲庭関口線	湯沢市関口字戸沢一七五番二地先から字落二三八番一地先まで	四・三〇〇～一六・三〇〇	〇・六五七	
	稲庭関口線	"	四・三〇〇～一四・八〇〇	〇・六五七	

二 供用開始の期日 平成二十年三月十四日
 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成二十年三月十四日から同月二十七日まで

(閲覧の時間)

第三条 登録簿等の閲覧の時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

(閲覧所の定休日)

第四条 閲覧所の定休日は、秋田県の休日を含め、平成元年秋田県条例第二十九号第一条第一項各号に掲げる日とする。

(閲覧所外への持出しの禁止)

第五条 登録簿等は、閲覧所の外に持ち出すことができない。

(閲覧の停止又は禁止)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者については、その閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- 一 この規程に違反し、又は係員の指示に従わない者
- 二 登録簿等を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附 則

この規程は、平成二十年三月十四日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の

規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。
 平成二十年三月十四日
 秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請のあつた年月日
平成二十年三月三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人こもれび
- 三 代表者の氏名
工 藤 眞 也
- 四 主たる事務所の所在地
秋田県能代市
- 五 定款に記載された目的
この法人は、能代市を中心とした地域の介護が必要な高齢者一人暮らしの高齢者に対して、訪問介護等による福祉事業を行い、また幅広い世代に職業能力の開発、雇用機会の拡充を支援することにより人間性豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

教育委員会規則

第二条 閲覧所は、当該登録簿等に記載されている建築士事務所の所在地を所管する地域振興局とする。

第一条 この規程は、建築士法第二十三条の九に規定する建築士事務所登録簿、設計等の業務に関する報告書、その他建築士事務所に関する書類（以下「登録簿等」という。）の閲覧の場所（以下「閲覧所」という。）その他閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。
 (閲覧の場所)

趣旨

建築士事務所登録簿等閲覧規程

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第百十九号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の九の規定による閲覧について、次のとおり建築士事務所登録簿等閲覧規程を定めたので、告示する。
 平成二十年三月十四日

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月十四日

秋田県教育委員会委員長 伊 藤 美津子

秋田県教育委員会規則第二号

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則の一部を改正する規則

第一条中「次の各号」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「法」という。)第二十六条第二項各号に規定する事務及び次」に改め、第一号から第六号までを削り、第七号を第一号とし、第八号を削り、第九号を第二号とし、第十号を第三号とし、第十一号を第四号とし、第十二号を削り、第十三号を第五号とし、第十四号を第六号とし、第十五号を第七号とし、第十六号中「第十四号」を「第六号」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十七号を同条第九号とし、同条第十八号中「を行う」を「に関する」に改め、同号を同条第十号とする。

第二条中「前条各号以外の」を「前条の規定により」に、「ついても、」を「ついで」に、「および」を「又は」に、「かからしめる」を「係らしめる」に改める。

第三条中「の各号」を削り、同条第五号中「第一条第十八号」を「第一条第十号」に、「を行う」を「に関する」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「第一条第十六号」を「第一条第八号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第一条第十五号」を「第一条第七号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「第一条第十四号」を「第一条第六号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第一条第六号」を「本庁、教育事務所、弘田柵跡調査事務所及び学校以外の教育機関の職員(教育長、教育次長、参事、本庁の課長、所長及び館長を除く。)並びに教職員(校長を除く。)」に改め、「こと」の下に「(人事及び給与の基本方針に関するもの並びに賞罰に関するものを除く。)」を加え、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 教育委員会訓令の制定及び改廃に関すること。

第四条第一項中「第一条第三号から第五号まで、第七号、第九号から第十四号(前条第二号)」を「法第二十六条第二項第三号、第四号及び第六号に規定する事務(前条第二号に掲げるもの及び賞罰に関するものを除く。)」並びに第一条第一号から第六号まで及び第九号に規定する事項(前条第三号)に、「まで及び第十七

号に掲げる事項中」を「について、」に、「要するもので」を「要し」に改め、同条第二項中「または」を「又は」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月十四日

秋田県教育委員会委員長 伊 藤 美津子

秋田県教育委員会規則第三号

市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則

第一条 市町村立学校職員の給与等に関する規則(昭和三十三年秋田県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。第一条中「(いう。)」及び「を(いう。)」に改め、「任期付職員条例」という。()の下に「及び職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年秋田県条例第六十八号)」を加える。第三十七条に次の一項を加える。

4 自己啓発等休業(地公法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。)をした職員が職務に復帰したときは、当該職員の自己啓発等休業をした期間を大学等における修学(職員としての職務に特に有用であると認められるものに限る。)又は国際貢献活動のためのものにあつては百分の百以下、それ以外のものにあつては百分の五十以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第五十条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 自己啓発等休業を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合

第五十条第二項中「大学院修学休業をし」の下に「、自己啓発等休業をし」を加える。

第六十七條に次の一号を加える。

九 自己啓発等休業をしている職員

第六十七條の六第二項第二号中「第六十七條第七号」を「第六十七條第八号」に改め、同項中第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 地公法第二十六条の三第一項の規定による高齢者部分休

業(以下「高齢者部分休業」という。)の承認を受けて勤務しなかつた期間については、その二分の一の期間

第六十七條の六第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間については、その二分の一の期間

第六十八條第二号中「又は第四号」を「、第四号又は第九号」に改める。

第六十八條の五第二項中第十号を第十二号とし、第九号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間第六十八條の五第二項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号中「第六十七條の六第二項第三号(一)」を「第六十七條の六第二項第四号(一)」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間別表第五の備考中「(四)」の下に「(五) 中滝小学校(一)及び(二) 別表第十三の二四級地(昭和五十三年十二月一日指定)の項及び小種小学校の項並びに同表一級地(平成十四年一月一日指定) 稲沢小学校の項並びに同表二級地(平成八年一月一日指定) 越山小学校の項を削り、同表三級地(平成八年一月一日指定)の項中「中滝小学校」を「大湯小学校田代分校中滝校舎」に改める。

別表第十三の二四級地(昭和五十三年十二月一日指定)の項中「中滝小学校田代分校」を「大湯小学校田代分校」に改める。別表第十三の三平成八年一月一日指定米田小学校の項及び淀川小学校の項並びに同表平成十四年一月一日指定岩野目小学校の項及び岩子小学校の項を削る。

(市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正) 第二条 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則(昭和三十三年秋田県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第九條中「次の各号に掲げるもの」を「自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車」に改め、同条各号を削る。

第十七條の二の見出し中「及び額」を「額」に改め、同条第一項第三号中「を」を削る。

第二十六條の五第一項に規定する自己啓発等休業(法第十七條の四第二項中「大学院修学休業をし」の下に「自

同。)」を削る。

己啓発等休業をし」を加える。

(人事記録の記載事項等に関する規則の一部改正)

第三条 人事記録の記載事項等に関する規則(昭和四十二年秋田

県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第九号及び第十号を次のように改める。

九 育児休業その他の休業及び高齢者部分休業に関する事項

十 育児短時間勤務に関する事項

(秋田県高等学校管理規則の一部改正)

第四条 秋田県立高等学校管理規則(昭和六十一年秋田県教育委

員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第七号中、「部分休業又は大学院修学休業」を「、

大学院修学休業若しくは自己啓発等休業又は部分休業」に改め

る。

第四十六条の二の見出しを「(委任)」に改め、同条中「育

児短時間勤務、部分休業及び大学院修学休業」を「大学院修学

休業、自己啓発等休業、部分休業及び育児短時間勤務」に改め

る。

附 則
この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五
条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育
行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二
号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の
数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、
その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗
じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十年三月十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

五十分の一の数 一八、九〇〇

三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合に
あつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三
分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

二二四、一六七

秋選管告示第十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定に

よる選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(そ
の総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一
を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算し
て得た数)は、次のとおりである。

平成二十年三月十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

秋田市 八九、八一三

能代市山本郡 二七、一六二

横手市 二八、六三六

大館市 二二、八九九

男鹿市 九、九九四

湯沢市雄勝郡 二一、一五〇

鹿角市鹿角郡 一二、〇六二

由利本荘市 二四、五三五

潟上市 九、七六八

大仙市仙北郡 三二、四九六

北秋田市北秋田郡 一一、九八〇

にかほ市 七、八八七

仙北市 八、八六六

南秋田郡 七、七五六

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 0862-8766 FAX 0863-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄